

株 主 各 位

東京都港区南青山7丁目8番4号

エコナックホールディングス株式会社

取締役社長 鈴木 隆 太

第144回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第144回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようをお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.econach.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家の皆様へ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3521/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エコナックホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3521」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 1階 千歳の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第144期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第144期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
議案 取締役5名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産は、ご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が解除されたことにより、経済活動の正常化が進み、サービス需要やインバウンド需要が高まるなど、緩やかな景気回復がみられました。一方、円安に伴う輸入価格の高騰による物価上昇、資源価格の高騰、人手不足の深刻化など、先行き不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは中核事業である温浴事業を中心に事業を展開してまいりました。

当連結会計年度の当社グループの売上高は18億9千2百万円（前連結会計年度比34.5%増）、営業利益1億8千8百万円（前連結会計年度は営業損失40万円）、経常利益1億8千3百万円（前連結会計年度は経常損失7百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益9千6百万円（前連結会計年度比88.4%増）となりました。

単体の業績につきましては、当事業年度の売上高は8億6千2百万円（前事業年度比76.2%増）、営業利益3億5千万円（前事業年度比288.3%増）、経常利益3億4千8百万円（前事業年度比303.8%増）、当期純利益2億1千8百万円（前事業年度は当期純損失1千4百万円）となりました。

当期の配当につきましては、財務状況を勘案し、誠に遺憾ながら無配を継続させていただきます。

事業分野別の概況は次のとおりであります。

<温浴事業>

当社グループの主力である温浴事業では、東京都新宿区歌舞伎町にて事業展開する温浴施設「テルマー湯 新宿店」におきまして、当連結会計年度の入館者数が前連結会計年度と比べ0.2%増加し、32万7千3百人となりました。集客活動といたしましては、近年ブームとなっているサウナに関して、通常より高い温度に設定した高温サウナデーを設けるなど、サウナ関連イベントに引続き注力したほか、岩盤浴への集客イベントにも注力いたしました。8月には新宿店8周年を迎えるにあたり、館内を一部改装し新た

なテナントとして韓国エステサロン「Huamoa」などが新規オープンいたしました。10月には、お客様からのご要望が高かった漫画コーナーを新設したほか、12月には女性の化粧水風呂をリニューアルし、従来、女性の岩盤浴をお申し込みのお客様限定でのご利用とさせていただいておりましたが、すべての女性のお客様がご利用いただけるよう解放いたしました。3月からは期間限定で伊豆・静岡フェアを開催し、レストランでの限定メニューや限定グッズの販売などを行いました。以上のとおり、「テルマー湯新宿店」におきましては、引続き好調な運営となりました。

また、東京都港区西麻布の賃貸用不動産として活用していた「エコナック西麻布ビル」の一部を都心型のサウナ・スパ施設に改装しておりましたが、2023年4月12日に「テルマー湯 西麻布店」として新たにオープンいたしました。豪華エジプト調の都心型サウナ・スパ施設で、「新宿店」に比べサウナに特に力を入れた施設となっております。当連結会計年度の入館者数は8万2千人となりました。また、2023年6月2日には同施設と一体となっております宿泊施設「サウナ&キャビン テルマー湯 西麻布」がオープンいたしました。サウナ・スパ施設内でも朝までゆっくりとおくつろぎいただくことはできますが、宿泊施設をご利用のお客様はベッド付の個室に加えてサウナ・スパ施設もご利用いただくことができます。また、「テルマー湯 西麻布店」の周知のため、テレビの情報番組や雑誌等の各種メディアへの掲載にも注力いたしました。10月には宿泊施設の稼働率を上げるため、宿泊料金を変動型に変更したほか、11月には漫画コーナーの漫画を大量追加し、ヨギボーなどでくつろげるスペースを増設いたしました。しかしながら、開業にかかる初期投資費用を計上していることや、客単価が想定よりも低くなったことから、「西麻布店」としては赤字スタートとなりましたが、「新宿店」が好調であったことから、温浴事業全体としては大幅な増収増益となりました。

その結果、温浴事業の売上高は18億4千3百万円（前連結会計年度比35.2%増）、営業利益は2億9千9百万円（前連結会計年度比138.8%増）となりました。

<不動産事業>

当社が不動産の売買・賃貸を営む不動産事業におきましては、東京都港区西麻布に所有する「エコナック西麻布ビル」の住居部分の賃貸収益につきまして、継続して安定した収入を得ることができました。また、「エコナック西麻布ビル」の一部を温浴事業が使用するにあたり、当ビルにかかっていた費用の一部を温浴事業に負担させたため、不動産事業といたしましては費用の負担が減り増益につながりました。

その結果、不動産事業の売上高は4千9百万円（前連結会計年度比11.0%増）、営業利益は1千7百万円（前連結会計年度は営業損失3百万円）となりました。

事業分野別売上高

事業分野	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前連結会計年度比 増減率
温浴事業	1,843	97.4	35.2%増
不動産事業	49	2.6	11.0%増
合計	1,892	100.0	34.5%増

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は6千8百万円（建設仮勘定を含む。）であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 企業集団の対処すべき課題

2020年1月から顕在化した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や経済活動に深刻な影響を与え、約2年間にわたって当社グループの事業にも大きな影響を与えておりましたが、5月より5類に移行したことで、ようやく収束方向に向かいました。それにより経済活動が活発になり、更にインバウンド需要の増加も伴い、サービス業が中核である当社グループにとってはチャンスであると考えております。

そのような中、温浴事業におきましては「テルマー湯 新宿店」が引き続き好調をキープすると見込んでおりますが、個人消費が伸び悩んでいる中で売上を維持するため、季節ごとにフェアを開催するなど様々なイベントを企画し、リピーターを飽きさせないようにすることが課題であります。また、宿泊施設と温浴施設が一体となっている「テルマー湯 西麻布店」につきましては、宿泊施設は好調であるものの、温浴施設において特にレストランの稼働率が伸び悩んでおり、客単価が当初の想定を下回っております。今後は、レストランのメニューや雰囲気のリニューアルし、レストランの稼働率を上げることが課題であります。

不動産事業におきましては、東京都港区西麻布の「エコナック西麻布ビル」の住居部分について引き続き安定した賃料収入を見込んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第141期 (2021年3月期)	第142期 (2022年3月期)	第143期 (2023年3月期)	第144期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高 (百万円)	599	751	1,407	1,892
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	△186	△131	△7	183
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△) (百万円)	△158	△22	51	96
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△) (円)	△7.42	△1.01	1.93	3.64
総 資 産 (百万円)	5,412	6,099	6,108	6,008
純 資 産 (百万円)	3,716	4,582	4,632	4,728
1株当たり純資産 (円)	174.04	173.21	175.10	178.74

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第142期連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第142期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 2023年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。第141期(2021年3月期)の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 テ ル マ ー 湯	92,500	100.0	温 浴 施 設 の 運 営
株 式 会 社 エ レ ナ	2,000	100.0	温 浴 施 設 の 運 営

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業分野	事業内容
温浴事業	温浴施設の運営
不動産事業	不動産の売買・賃貸

(8) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

事業所名	所在地
エコナックホールディングス株式会社	本店 東京都港区
株式会社 テルマー湯	本店 東京都港区
	店舗 東京都新宿区
株式会社 エレナ	本店 東京都港区
	店舗 東京都港区

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

事業分野	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減
温浴事業	24	5名増
不動産事業	1	—
全社 (共通)	5	1名増
合計	30	6名増

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、パートタイマーは含めておりません。
2. 全社 (共通) として記載している従業員数は、管理部門に所属しているものです。

②当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
6	1名増	47.2	16.7

(注) 従業員数は就業人数であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社 東日本銀行	476,672
株式会社 商工組合中央金庫	227,580
株式会社 日本政策金融公庫	90,040

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 70,000,000株

(注) 2023年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を実施し、これに伴い発行可能株式総数を140,000,000株から70,000,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 26,466,366株

(注) 2023年10月1日付で普通株式2株を1株とする株式併合を実施したことにより、発行済株式の総数は、前期末に比べ26,466,367株減少しております。

(3) 株主数 6,723名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社ウェブ	2,551,000	9.64
株式会社船橋カントリー倶楽部	1,820,000	6.87
ロイヤル観光有限会社	1,775,550	6.71
株式会社NFKホールディングス	1,530,600	5.78
株式会社トーテム	1,287,500	4.86
株式会社広共コーポレーション	1,182,500	4.46
伊豆シャボテンリゾート株式会社	1,020,400	3.85
有限会社MBL	650,000	2.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	644,500	2.43
株式会社広共	450,050	1.70

(注) 持株比率は、自己株式（12,083株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 社 長	鈴 木 隆 太	株式会社テルマー湯代表取締役 株式会社エレナ代表取締役
取 締 役	奥 村 英 夫	株式会社N F Kホールディングス社外取締役
取 締 役	加 藤 祐 蔵	株式会社N F Kホールディングス取締役 株式会社トリプルワン社外取締役 (注) 6
取 締 役	萩野谷 敏 裕	株式会社アーキ・ボックス代表取締役
取 締 役	布 村 洋 一	株式会社クラスコンサルティング代表取締役 株式会社ウェブ取締役
監 査 役 (常 勤)	岩 崎 周 也	株式会社テルマー湯監査役 株式会社エレナ監査役
監 査 役	小田島 章	小田島法律事務所 弁護士 伊豆シャボテンリゾート株式会社社外監査役
監 査 役	小 林 明 隆	一番町国際法律特許事務所 弁護士 株式会社N F Kホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役 萩野谷敏裕氏及び布村洋一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 岩崎周也氏、小田島章氏及び小林明隆氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 岩崎周也氏は、過去に他社の企業経営を長年にわたり携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 小田島章氏及び監査役 小林明隆氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役 萩野谷敏裕氏及び監査役 小田島章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 株式会社トリプルワンは、2024年4月1日付で、株式会社キャストリコに商号変更しております。
7. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で締結することができる旨を定款で定めておりますが、当事業年度においては締結しておりません。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険

会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補されることとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等は填補の対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社の子会社のすべての取締役・監査役・管理職従業員であり、そのすべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬については、業界もしくは同規模の他社水準、従業員の給与・賞与水準及び過去の支給実績などを総合的に勘案して決定し、職責に応じた役位ごとの固定の金銭報酬とする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

取締役の業績連動報酬（賞与）については、企業価値向上をより明確にすることに対する短期のインセンティブ報酬として、単年度の連結業績及び経営内容等に基づき、役位を勘案して決定する業績連動の金銭報酬とする。なお、業績連動指標は、連結売上高、連結営業利益、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれかを選択することとする。

c. 非金銭報酬等に関する方針

取締役の非金銭報酬については、中長期的な業績と企業価値向上に対するインセンティブ報酬として、業績連動型株式報酬制度等の導入の可能性についても、新たな種類の制度を含め適時適切に検討を行い、実施することにも対応する。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の業績連動報酬（賞与）は、月額固定の基本報酬の0ヶ月から2ヶ月の範囲で決定する。よって、業績連動報酬（賞与）が最大で支給されたらと仮定した場合の基本報酬と業績連動報酬（賞与）との比率は6：1となる。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

取締役の報酬は、会社業績との連動性を反映した体系とし、月額固定の基本報酬及び業績連動報酬（賞与）により構成される。ただし、社外取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみとする。業績連動報酬（賞与）については、毎年、定時株主総会以降に支給する。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の各報酬額については、株主総会で決議された総額の範囲内で、社外取締役を含む取締役会が代表取締役に委任し、代表取締役が基本方針に従って決定する。

g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

監査役の報酬は、基本報酬のみで構成される。また、基本報酬の総額は株主総会で決議された総額の範囲内とし、各監査役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して、監査役の協議により決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	17,700 (3,300)	17,700 (3,300)	— (—)	— (—)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,100 (8,100)	8,100 (8,100)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	25,800 (11,400)	25,800 (11,400)	— (—)	— (—)	8 (5)

- (注) 1. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等は、業績を鑑み、当事業年度は支給しておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1984年12月20日開催の第104回定時株主総会において月額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、13名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、1984年12月20日開催の第104回定時株主総会において月額5,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。
4. 取締役会は、代表取締役社長鈴木隆太に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
5. 当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職の状況	関係
取締役	萩野谷 敏 裕	株式会社アーキ・ボックス代表取締役	重要な関係なし
取締役	布 村 洋 一	株式会社クラスコンサルティング代表取締役	重要な関係なし
		株式会社ウェブ取締役	重要な関係なし
監査役	岩 崎 周 也	株式会社テルマー湯監査役	連結子会社
		株式会社エレナ監査役	連結子会社
監査役	小田島 章	小田島法律事務所 弁護士	重要な関係なし
		伊豆シャボテンリゾート株式会社社外監査役	重要な関係なし
監査役	小 林 明 隆	一番町国際法律特許事務所 弁護士	顧問弁護士
		株式会社NFKホールディングス社外監査役	重要な関係なし

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	萩野谷 敏 裕	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に会社経営者としての見地から、豊富な経験・知識等に基づいた貴重な指摘、意見をいただいております。また、独立した客観的な立場から、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行う役割を果たしております。
取締役	布 村 洋 一	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に会社経営者としての見地から、豊富な経験・知識等に基づいた貴重な指摘、意見をいただいております。また、独立した客観的な立場から、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行う役割を果たしております。
監査役	岩 崎 周 也	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般に対する貴重な指摘、意見をいただいております。
監査役	小田島 章	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から貴重な指摘、意見をいただいております。
監査役	小 林 明 隆	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から貴重な指摘、意見をいただいております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人やまぶき

(2) 報酬等の額

- ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 18,000千円
- ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けて、会計監査人に対する報酬等の額、監査契約の内容が適切かどうか検討し、更に前期の監査状況と当期監査計画に基づく監査日数、監査チームの編成等の監査体制に鑑みて、同意することが相当であると判断いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人やまぶきは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(業務の適正を確保するための体制の概要)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社内でのコンプライアンス遵守の状況につきまして、取締役会を中心に顧問弁護士及び会計監査人と連携のもと、定期的に会合を開き確認することにより、不正、事故、法令違反等の未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に実施しております。そして、社員への教育・啓発の強化を通じて、コンプライアンス意識の浸透、定着及び向上を推進し、当社グループ全体への周知徹底を行います。

また、内部監査制度を実施し、監査役監査・会計監査人監査の相互連携により監査体制の充実を図ります。さらに、会計監査人、内部監査室など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、内部統制システム全般をモニタリングすることにより、効率的な運用についての助言を行うとともに監査の実効性の向上を推進します。

なお、社会的責任及び企業防衛の視点から、事業活動において反社会的勢力との関係は一切持たないこととし、当該勢力との関係の遮断は、外部専門機関との連携のもと、当社が中心となってグループ全体で対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理につきましては、文書管理規程に基づいて保存・管理を行うとともに、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに基づく各種規程にて保存期間を設定し、情報の適切な保管を行います。

また、個人情報につきましては個人情報保護に関する方針に基づいて、管理の徹底を図ります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会及び社内での各会議体において、各担当部署から業務執行に係るリスクを随時報告し、その把握と管理を徹底することにより、リスクの発生の未然防止と発生時の対処を迅速に行う体制を整えております。

特に四半期ごとには、取締役及び取締役会に対しての各担当部署からの報告のもとに、社内でのリスクマネジメントの有効性のモニタリングを実施しております。

リスクマネジメントにつきましては、職務権限規程により定められた部門ごとの責任権限に基づき適切に管理を行うとともに、重要性に応じて社長への報告を徹底し、その承認を得て対策を実行します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会において、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議するとともに、取締役の職務の執行を監督し、随時、役員ミーティングを開催し、重要な情報伝達を確実に行う体制をとります。

取締役会は、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、法令及び社内規程に従った重要な業務執行について決議します。役員ミーティングは原則として毎週月曜日に開催し、各取締役の業務執行の状況に関する適時な報告を受けることにより、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めます。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程により子会社の管理を明確に規定します。取締役、監査役及び管理部役職員は、分担して子会社の取締役または監査役を兼任し、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。

また、子会社の自主性を十分確保しつつ、監査役及び内部監査室は定期的に子会社への内部監査を実施することにより、経営管理体制の整備及び統括を通じて業務の適正性を監視します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人を配置していませんが、監査役が必要と判断して配置を求めた場合は、専任もしくは兼任の使用人を置くことができる体制を確保しております。

当該使用人の人事に係る事項については、取締役は事前に監査役の同意を得て行わなければならないものとします。

(7) 当社及び子会社の取締役、使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告を行います。また、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社グループにおいてその旨を周知徹底します。

監査役は、取締役会には原則として全員が出席し、常勤監査役は重要なミーティングに常時出席し、法令・定款違反の有無を確認します。

当社は、常勤の取締役及び監査役をメンバーとして、原則として毎週月曜日に役員ミーティングを開催し、業務の執行状況について報告と確認を行います。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、明らかに職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにその費用又は債務を負担します。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、会計監査人、代表取締役及び監査役との意見交換、情報交換を行う体制をとり、内部監査においては、内部監査計画及び結果の監査役への報告や監査役の内部監査への立会いにより内部監査室との連携を図ります。

監査役は、当社及び子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受け、また重要な会議や役員ミーティングへ常時出席することにより監査の実効性の向上を図ります。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

取締役の職務の執行につきましては、原則毎月1回の定例取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っております。

情報の保存及び管理につきましては、株主総会議事録、取締役会議事録・稟議書等の決裁書類を適切に作成し、管理部で保管しております。

リスク管理につきましては、原則毎月1回の定例取締役会を開催し、担当取締役よりリスクの発生状況について報告を行うとともに、その対策について検討を行い、必要に応じた対応を実施しております。

内部監査につきましては、内部監査室が定期的に各部門を監査し、業務活動が法令や社内規程に基づき適切に行われているかをチェックしております。また、監査結果は、社長に報告するとともに監査役とも共有しております。

監査役の職務執行について生じた費用につきましては、監査役からの申請に基づき、適切に支払っております。

監査役は、取締役会以外にも経営会議やその他ミーティングに出席し、社内状況を把握しております。また、内部統制に関する事項につきましても内部監査室からの監査報告を受けております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

単位：千円(未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,342,547	流動負債	492,712
現金及び預金	1,228,015	買掛金	36,514
売掛金	94,063	1年内返済予定の長期借入金	193,622
商品	1,758	未払金	96,294
原材料及び貯蔵品	1,349	未払法人税等	57,855
その他	19,858	契約負債	10,147
貸倒引当金	△2,499	前受金	6,207
固定資産	4,666,320	賞与引当金	5,593
有形固定資産	4,410,722	株主優待引当金	1,948
建物及び構築物	2,447,027	その他	84,528
機械装置及び運搬具	41,204	固定負債	787,765
工具器具及び備品	87,697	長期借入金	600,670
土地	1,834,794	繰延税金負債	10,288
無形固定資産	89,056	再評価に係る繰延税金負債	10,052
借地権	83,445	資産除去債務	162,530
ソフトウェア	4,081	長期預り金	4,223
電話加入権	1,528	負債合計	1,280,478
投資その他の資産	166,541	(純資産の部)	
投資有価証券	600	株主資本	4,709,379
その他	168,139	資本金	100,000
貸倒引当金	△2,197	資本剰余金	4,235,309
資産合計	6,008,867	利益剰余金	376,820
		自己株式	△2,750
		その他の包括利益累計額	19,010
		土地再評価差額金	19,010
		純資産合計	4,728,389
		負債・純資産合計	6,008,867

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

単位：千円(未満切捨)

科 目	金	額
売 上 高		1,892,782
売 上 原 価		1,554,725
売 上 総 利 益		338,056
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		149,505
営 業 利 益		188,551
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 手 数 料	1,205	
固 定 資 産 賃 貸 料	384	
補 助 金 収 入	1,956	
受 取 補 償 金	504	
そ の 他	601	4,664
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,214	
そ の 他	761	9,975
経 常 利 益		183,239
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	40	40
税金等調整前当期純利益		183,198
法人税、住民税及び事業税	106,071	
法人税等調整額	△19,065	87,006
当 期 純 利 益		96,192
親会社株主に帰属する当期純利益		96,192

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

単位：千円(未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,326,302	流動負債	408,096
現金及び預金	1,110,183	1年内返済予定の長期借入金	122,850
売掛金	1,133	未払金	93,098
貯蔵品	37	未払費用	2,984
前渡金	2,500	未払法人税等	57,320
前払費用	2,496	前受金	66,727
関係会社短期貸付金	210,000	預り金	535
その他	135	賞与引当金	1,265
貸倒引当金	△184	株主優待引当金	13,124
固定資産	4,771,642	その他	50,188
有形固定資産	4,241,132	固定負債	901,752
建物	2,286,180	長期借入金	188,000
構築物	25,858	繰延税金負債	11,945
機械及び装置	29,663	再評価に係る繰延税金負債	10,052
工具器具及び備品	64,636	資産除去債務	162,530
土地	1,834,794	長期預り金	529,223
無形固定資産	87,912	負債合計	1,309,849
借地権	83,445	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,938	株主資本	4,769,086
電話加入権	1,528	資本金	100,000
投資その他の資産	442,597	資本剰余金	4,235,309
投資有価証券	600	資本準備金	470,776
関係会社株式	126,993	その他資本剰余金	3,764,532
出資金	30	利益剰余金	436,527
関係会社長期貸付金	150,000	その他利益剰余金	436,527
破産更生債権等	2,366	繰越利益剰余金	436,527
長期前払費用	605	自己株式	△2,750
その他	164,200	評価・換算差額等	19,010
貸倒引当金	△2,197	土地再評価差額金	19,010
資産合計	6,097,945	純資産合計	4,788,096
		負債・純資産合計	6,097,945

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

単位：千円(未満切捨)

科 目	金 額	
売 上 高		862,680
売 上 原 価		364,714
売 上 総 利 益		497,965
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		147,312
営 業 利 益		350,652
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,278	
そ の 他	437	2,716
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,143	
そ の 他	23	5,167
経 常 利 益		348,201
税 引 前 当 期 純 利 益		348,201
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	146,626	
法 人 税 等 調 整 額	△17,408	129,217
当 期 純 利 益		218,983

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指定社員 公認会計士 江口二郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 福水佳恵
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エコナックホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エコナックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

エコナックホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人やまぶき
東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 江 口 二 郎
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 水 佳 恵
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エコナックホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第144期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会等において取締役等との意思疎通及び情報の交換を図っており、事業及び財産の状況の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証を行いました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

エコナックホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 岩 崎 周 也 ㊞

監査役（社外監査役） 小田島 章 ㊞

監査役（社外監査役） 小 林 明 隆 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の 株式数
1	「再任」 すずき りゅうた 鈴木 隆太 (1978年5月13日)	2002年4月 ㈱ステップ入社 2004年5月 ㈱全東信入社 2019年9月 当社入社 2020年4月 当社社長付 2020年6月 当社取締役 2020年6月 当社不動産事業部長 2020年9月 ㈱エレナ代表取締役社長（現任） 2021年1月 ㈱テルマー湯代表取締役社長（現任） 2021年5月 ㈱ハッピーリゾート代表取締役社長 2021年6月 当社代表取締役社長（現任）	—
2	「再任」 おくむら ひでお 奥村 英夫 (1946年11月4日)	2006年2月 当社顧問 2006年6月 当社代表取締役社長営業本部長 2006年10月 当社代表取締役社長営業本部長兼不動産事業部長 2007年7月 当社代表取締役社長不動産事業部長 2013年5月 ネスティー㈱(現㈱テルマー湯)代表取締役社長 2018年7月 当社代表取締役社長 2020年6月 ㈱N F Kホールディングス社外取締役（現任） 2021年6月 当社取締役（現任）	8,000株
3	「再任」 かとう ゆうぞう 加藤 祐蔵 (1963年11月12日)	2012年12月 当社入社 管理部課長 2014年4月 当社管理部長 2014年6月 当社取締役管理部長 2017年7月 当社取締役管理部門管掌 2020年6月 ㈱N F Kホールディングス社外取締役 2021年5月 当社取締役（現任） 2021年6月 ㈱N F Kホールディングス取締役（現任） 2023年1月 ㈱トリプルワン（現㈱キャストリコ）社外取締役（現任）	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社の 株式数
4	「再任」「社外」「独立」 萩野谷 敏裕 (1951年4月12日)	1993年5月 野村証券(株)海外プロジェクト室業務課長 1997年6月 萩商事(株)取締役 1999年12月 (株)アーキ・ボックス代表取締役(現任) 2003年6月 萩商事(株)代表取締役 2006年6月 当社取締役 2009年6月 (株)プラコー取締役 2016年6月 当社社外取締役(現任)	—
5	「再任」「社外」 布村 洋一 (1962年7月7日)	1985年4月 東京エレクトロン(株)入社 1988年10月 プルデンシャル生命保険(株)入社 2002年3月 (株)プラスサム総合研究所代表社員 2009年7月 (株)クラスコンサルティング代表取締役(現任) 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2022年4月 (株)ウェブ代表取締役 2023年11月 (株)ウェブ取締役(現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 萩野谷敏裕氏及び布村洋一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 萩野谷敏裕氏を社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要は、同氏は他社の代表取締役なども務めており、その専門性と豊富な経験を活かし当社の経営に助言いただけることであります。また、同氏が選任された場合は、当社のガバナンス体制を強化していくにあたり、その高い見識を活かし公正な立場で当社の経営に対して助言していただけるものと考えております。
4. 布村洋一氏を社外取締役候補者とした理由及び果たすことが期待される役割の概要は、同氏はコンサルティング会社代表取締役としての豊富な経験・専門的な知識を有しており、高い識見と有益なアドバイスを当社の経営に役立てていただくことであります。また、同氏が選任された場合は、独立した客観的な立場から、当社経営陣・取締役に対する監督を実効的に行っていただき当社の成長と企業価値向上に貢献していただけると考えております。
5. 萩野谷敏裕氏及び布村洋一氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって萩野谷敏裕氏が8年、布村洋一氏が3年となります。また、当社は、萩野谷敏裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図（明治記念館 1階 千歳の間）

東京都港区元赤坂二丁目2番23号 <TEL: (03) 3403-1171>



交通 JR [中央線・総武線] 信濃町駅下車徒歩3分

地下鉄 [銀座線・半蔵門線・大江戸線] 青山一丁目駅下車徒歩6分

地下鉄 [大江戸線] 国立競技場駅下車徒歩6分